

備考1 この様式は、次の表の作業内容の欄に掲げる作業に係る特殊勤務手当について使用すること。

作 業 内 容	略 称
条例第19条第1項第1号に規定する私服員が現場において行う犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業	私服
条例第19条第1項第2号から第7号までに規定する指紋を利用する犯罪鑑識作業、手口を利用する犯罪鑑識作業、写真を利用する犯罪鑑識作業、理化学の知識を利用する犯罪鑑識作業、法医学の知識を利用する犯罪鑑識作業、銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	鑑識
条例第19条第1項第8号に規定する交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業（高速道路での運転作業）	高速パト
条例第19条第1項第8号に規定する交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業（白バイ運転作業）	白バイ
条例第19条第1項第8号に規定する交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業（高速道路での運転作業を除く。）	パト
条例第19条第1項第9号に規定する山岳における捜索救難作業	山岳
条例第19条第1項第10号に規定する警ら作業	警ら
条例第19条第1項第11号に規定する要人等の身辺警護等の作業	身辺警護
条例第19条第1項第12号に規定する銃器犯罪捜査作業	銃器犯罪
条例第19条第1項第14号に規定する交通専務員が従事するひき逃げ捜査作業	ひき逃げ
条例第19条第1項第15号に規定する交通専務員が従事する道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条の規定に違反する行為の取締作業	暴走族
条例第19条第1項第15号に規定する交通専務員が従事する交通の取締り（道路交通法第68条の規定に違反する行為の取締作業を除く。）、整理及び事故処理の作業（交通取締用自動車その他の特殊自動車運転作業及び交通専務員が従事するひき逃げ捜査作業を除く。）	交通
条例第19条第1項第16号に規定する留置施設等において被留置者を看守する作業	看守
条例第19条第1項第17号に規定する被疑者護送作業（条例第19条第1項第1号の作業に従事する者を除く。）	護送
条例第19条第1項第18号に規定する火薬類取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	火薬
条例第19条第1項第22号に規定する爆発物処理作業	爆発物
条例第19条第1項第22号の2に規定する特殊危険物質の処理等の作業	特殊危険物質
条例第19条第1項第25号に規定する少年補導職員が現場において行う少年補導作業	少年補導
条例第19条第1項第26号に規定する災害警備等の作業	災害警備

- 2 作業内容の欄は、1の表略称の欄に定める略称により記入すること。
- 3 作業に従事した時間が4時間未満の日は△印を、4時間以上の日は○印を該当する日の欄に記入すること。ただし、作業に従事した時間が4時間未満と4時間以上とで手当の日額に差がない場合は、○印とし、加算の対象となる作業に従事した場合は、◎印とすること。
- 4 同一の作業でも支給単価が異なる場合は、別の行に記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 1055

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表第7（第3条関係） 中学校・小学校教育職員給料表級別標準職務表				別表第7（第3条関係） 中学校・小学校教育職員給料表級別標準職務表					
職務の級	標準的な職務			職務の級	標準的な職務				
省略				省略					
2 級	中学校、小学校又は中等教育学校の _____ 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務			2 級	中学校、小学校又は中等教育学校の <u>教頭</u> 、教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務				
特2 級	中学校の主幹教諭の職務								
3 級	中学校若しくは小学校の校長の職務又は _____ 中学校、小学校若しくは中等教育学校の教頭の職務			3 級	中学校若しくは小学校の校長の職務又は <u>相当の経験</u> を必要とする中学校、小学校若しくは中等教育学校の教頭の職務				
省略				省略					
別表第10（第3条関係） 級別職務区分表				別表第10（第3条関係） 級別職務区分表					
1～6 省略				1～6 省略					
7 中学校・小学校教育職員給料表級別職務区分表				7 中学校・小学校教育職員給料表級別職務区分表					
職務の級	職務の級区分欄の級に含まれる職区分			職務の級	職務の級区分欄の級に含まれる職区分				
省略				省略					
2 級	省略 栄養教諭			2 級	<u>教頭（2 級）</u> 省略 栄養教諭				
特2 級	主幹教諭								
3 級	省略 教頭 _____			3 級	省略 <u>教頭（3 級）</u>				
省略				省略					
8・9 省略				8・9 省略					
別表第17（第4条関係） 中学校・小学校教育職員給料表級別資格基準表				別表第17（第4条関係） 中学校・小学校教育職員給料表級別資格基準表					
職 種	学歴免許等	職 務 の 級		職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級			1 級	2 級		
			特2 級						
校 長	大学卒		0	<u>0</u>	校 長	大学卒		0	
	短大卒		0	<u>0</u>		短大卒		0	
	大学卒					大学卒			

教 頭			0	0
	短大卒		0	0
主幹教諭	大学卒		0	7
	短大卒		0	9.5
教諭、養護教諭及び栄養教諭	大学卒		0	
	短大卒		0	
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒	0	別に定める	
	短大卒		別に定める	
	高校卒	0	別に定める	

備考 省略

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

省略

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第33（第22条関係）

1～7 省略

7の2 中学校・小学校教育職員給料表の2級から特2級への昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
2級	特2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1

教 頭			0	
	短大卒		0	
主幹教諭	大学卒			
	短大卒			
教諭、養護教諭及び栄養教諭	大学卒		0	
	短大卒		0	
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒	0	別に定める	
	短大卒		別に定める	
	高校卒	0	別に定める	

備考 省略

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

省略

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第33（第22条関係）

1～7 省略

<u>12</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>1</u>
<u>27</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>1</u>
<u>30</u>	<u>1</u>
<u>31</u>	<u>1</u>
<u>32</u>	<u>1</u>
<u>33</u>	<u>1</u>
<u>34</u>	<u>1</u>
<u>35</u>	<u>1</u>
<u>36</u>	<u>1</u>
<u>37</u>	<u>1</u>
<u>38</u>	<u>1</u>
<u>39</u>	<u>1</u>
<u>40</u>	<u>1</u>
<u>41</u>	<u>2</u>
<u>42</u>	<u>3</u>
<u>43</u>	<u>4</u>
<u>44</u>	<u>5</u>
<u>45</u>	<u>6</u>
<u>46</u>	<u>7</u>
<u>47</u>	<u>8</u>
<u>48</u>	<u>9</u>
<u>49</u>	<u>10</u>
<u>50</u>	<u>11</u>
<u>51</u>	<u>12</u>
<u>52</u>	<u>13</u>
<u>53</u>	<u>14</u>
<u>54</u>	<u>15</u>
<u>55</u>	<u>16</u>

<u>56</u>	<u>17</u>
<u>57</u>	<u>18</u>
<u>58</u>	<u>19</u>
<u>59</u>	<u>20</u>
<u>60</u>	<u>21</u>
<u>61</u>	<u>22</u>
<u>62</u>	<u>23</u>
<u>63</u>	<u>24</u>
<u>64</u>	<u>25</u>
<u>65</u>	<u>26</u>
<u>66</u>	<u>27</u>
<u>67</u>	<u>28</u>
<u>68</u>	<u>29</u>
<u>69</u>	<u>30</u>
<u>70</u>	<u>31</u>
<u>71</u>	<u>32</u>
<u>72</u>	<u>33</u>
<u>73</u>	<u>34</u>
<u>74</u>	<u>35</u>
<u>75</u>	<u>36</u>
<u>76</u>	<u>37</u>
<u>77</u>	<u>38</u>
<u>78</u>	<u>39</u>
<u>79</u>	<u>40</u>
<u>80</u>	<u>41</u>
<u>81</u>	<u>42</u>
<u>82</u>	<u>43</u>
<u>83</u>	<u>44</u>
<u>84</u>	<u>45</u>
<u>85</u>	<u>46</u>
<u>86</u>	<u>47</u>
<u>87</u>	<u>48</u>
<u>88</u>	<u>49</u>
<u>89</u>	<u>50</u>
<u>90</u>	<u>51</u>
<u>91</u>	<u>52</u>
<u>92</u>	<u>53</u>
<u>93</u>	<u>54</u>
<u>94</u>	<u>55</u>
<u>95</u>	<u>56</u>
<u>96</u>	<u>57</u>
<u>97</u>	<u>58</u>
<u>98</u>	<u>59</u>
<u>99</u>	<u>60</u>

<u>100</u>	<u>61</u>
<u>101</u>	<u>62</u>
<u>102</u>	<u>63</u>
<u>103</u>	<u>64</u>
<u>104</u>	<u>65</u>
<u>105</u>	<u>66</u>
<u>106</u>	<u>67</u>
<u>107</u>	<u>68</u>
<u>108</u>	<u>69</u>
<u>109</u>	<u>70</u>
<u>110</u>	<u>70</u>
<u>111</u>	<u>71</u>
<u>112</u>	<u>71</u>
<u>113</u>	<u>72</u>
<u>114</u>	<u>72</u>
<u>115</u>	<u>73</u>
<u>116</u>	<u>73</u>
<u>117</u>	<u>74</u>
<u>118</u>	<u>75</u>
<u>119</u>	<u>76</u>
<u>120</u>	<u>77</u>
<u>121</u>	<u>78</u>
<u>122</u>	<u>78</u>
<u>123</u>	<u>79</u>
<u>124</u>	<u>79</u>
<u>125</u>	<u>80</u>
<u>126</u>	<u>80</u>
<u>127</u>	<u>81</u>
<u>128</u>	<u>81</u>
<u>129</u>	<u>82</u>
<u>130</u>	<u>83</u>
<u>131</u>	<u>84</u>
<u>132</u>	<u>85</u>
<u>133</u>	<u>86</u>
<u>134</u>	<u>86</u>
<u>135</u>	<u>87</u>
<u>136</u>	<u>87</u>
<u>137</u>	<u>88</u>
<u>138</u>	<u>88</u>
<u>139</u>	<u>89</u>
<u>140</u>	<u>89</u>
<u>141</u>	<u>90</u>
<u>142</u>	<u>91</u>
<u>143</u>	<u>92</u>

144	93
145	94
146	94
147	95
148	95
149	96

7の3 中学校・小学校教育職員給料表の特2級から3級への昇格
時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた 号給	昇格後の号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	2
12	3
13	4
14	5
15	6
16	7
17	8
18	9
19	10
20	11
21	12
22	13
23	14
24	15
25	16
26	17
27	18
28	19
29	20
30	21
31	22
32	23
33	24
34	25

<u>35</u>	<u>26</u>
<u>36</u>	<u>27</u>
<u>37</u>	<u>28</u>
<u>38</u>	<u>29</u>
<u>39</u>	<u>30</u>
<u>40</u>	<u>31</u>
<u>41</u>	<u>32</u>
<u>42</u>	<u>33</u>
<u>43</u>	<u>34</u>
<u>44</u>	<u>35</u>
<u>45</u>	<u>36</u>
<u>46</u>	<u>37</u>
<u>47</u>	<u>38</u>
<u>48</u>	<u>39</u>
<u>49</u>	<u>40</u>
<u>50</u>	<u>41</u>
<u>51</u>	<u>42</u>
<u>52</u>	<u>43</u>
<u>53</u>	<u>44</u>
<u>54</u>	<u>45</u>
<u>55</u>	<u>46</u>
<u>56</u>	<u>47</u>
<u>57</u>	<u>48</u>
<u>58</u>	<u>49</u>
<u>59</u>	<u>50</u>
<u>60</u>	<u>51</u>
<u>61</u>	<u>52</u>
<u>62</u>	<u>53</u>
<u>63</u>	<u>54</u>
<u>64</u>	<u>55</u>
<u>65</u>	<u>56</u>
<u>66</u>	<u>57</u>
<u>67</u>	<u>58</u>
<u>68</u>	<u>59</u>
<u>69</u>	<u>60</u>
<u>70</u>	<u>61</u>
<u>71</u>	<u>62</u>
<u>72</u>	<u>63</u>
<u>73</u>	<u>64</u>
<u>74</u>	<u>65</u>
<u>75</u>	<u>66</u>
<u>76</u>	<u>67</u>
<u>77</u>	<u>68</u>
<u>78</u>	<u>69</u>

<u>79</u>	<u>70</u>
<u>80</u>	<u>71</u>
<u>81</u>	<u>72</u>
<u>82</u>	<u>73</u>
<u>83</u>	<u>73</u>
<u>84</u>	<u>74</u>
<u>85</u>	<u>74</u>
<u>86</u>	<u>75</u>
<u>87</u>	<u>76</u>
<u>88</u>	<u>77</u>
<u>89</u>	<u>78</u>
<u>90</u>	<u>79</u>
<u>91</u>	<u>79</u>
<u>92</u>	<u>80</u>
<u>93</u>	<u>80</u>
<u>94</u>	<u>81</u>
<u>95</u>	<u>82</u>
<u>96</u>	<u>83</u>
<u>97</u>	<u>84</u>
<u>98</u>	<u>85</u>
<u>99</u>	<u>86</u>
<u>100</u>	<u>87</u>
<u>101</u>	<u>88</u>
<u>102</u>	<u>89</u>
<u>103</u>	<u>90</u>
<u>104</u>	<u>91</u>
<u>105</u>	<u>92</u>
<u>106</u>	<u>93</u>
<u>107</u>	<u>93</u>
<u>108</u>	<u>93</u>
<u>109</u>	<u>93</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 1056

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 155）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（初任給調整手当を支給する職）	（初任給調整手当を支給する職）
第 2 条 省略	第 2 条 省略

2 省略

3 職員給与条例第18条の4第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で、獣医師法(昭和24年法律第186号)第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者をもつて充てる職とする。

(職員の範囲)

第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員

- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

_____とする。

(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 前条第3項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が大学卒業の日から12年を経過するまでの期間内に行われたもの

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、10年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年(第3条第2号に規定する職員にあつては、10年)とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第3条第1号又は第4条に規定する職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の

2 省略

(職員の範囲)

第3条 職員給与条例第18条の4第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員(医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(臨床研修を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年_____に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年_____とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、_____大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の

日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号に規定する職員にあつては、10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表（第6条関係）

職員の 区分 期間 の区分	1項職員					2項 職員	3項 職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
(1) 1年 未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	30,000 円
(2) 1年 以上2 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	27,000
(3) 2年 以上3 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	24,000
(4) 3年 以上4 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	21,000
(5) 4年 以上5 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	18,000
(6) 5年 以上6 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	15,000
(7) 6年 以上7 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	12,000
(8) 7年 以上8 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	9,000
(9) 8年 以上9 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	6,000

日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年 _____ を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表（第6条関係）

職員の 区分 期間 の区分	1項職員					2項 職員	3項 職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
(1) 1年 未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(2) 1年 以上2 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(3) 2年 以上3 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(4) 3年 以上4 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(5) 4年 以上5 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(6) 5年 以上6 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(7) 6年 以上7 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(8) 7年 以上8 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(9) 8年 以上9 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

(10) 9年 以上10 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	3,000
(11)~(35) 省略							

備考

- 1 省略
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 省略

(10) 9年 以上10 年未満	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
(11)~(35) 省略							

備考

- 1 省略
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を _____ いう。
- 3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1057

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の支給割合）</p> <p>第10条 職員給与条例第19条の4第2項又は教育職員給与条例第19条の4第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条及び第14条の2に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93</u> 以上<u>100分の150</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の119</u> 以上<u>100分の190</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5</u>以上<u>100分の93</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105.5</u>以上<u>100分の119</u> 未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の92</u>）</p>	<p>（勤勉手当の支給割合）</p> <p>第10条 職員給与条例第19条の4第2項又は教育職員給与条例第19条の4第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条 _____ に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の95.5</u>以上<u>100分の155</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の121.5</u>以上<u>100分の195</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85</u> 以上<u>100分の95.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の108</u> 以上<u>100分の121.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の74.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の94.5</u>）</p>

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の72 未満(特定幹部職員にあつては、100分の92 未満)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の150とする。

3 省略

別表第1(第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
省略		
中学校・小学校教育職員給料表	省略	
高等学校等教育職員給料表	職務の級3級及び特2級の職員	100分の10
省略		

備考 省略

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の74.5未満(特定幹部職員にあつては、100分の94.5未満)

2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の155とする。

3 省略

別表第1(第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
省略		
中学校・小学校教育職員給料表	省略	
高等学校等教育職員給料表	職務の級3級____の職員	100分の10
省略		

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1058

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-471)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第1(第2条関係) 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者						別表第1(第2条関係) 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者							
職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級		3級	4級	職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級		3級	4級
			特2級										
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	1~4	省略	省略	円 8,600	省略	省略	1~4	省略	省略		省略	省略	
	5~8			9,300			5~8						
	9~12			9,700			9~12						
	13~16			10,000			13~16						
	17~20			11,000			17~20						
	21~24			11,400			21~24						
	25~28			11,800			25~28						
	29~32			12,500			29~32						
	33~36			12,800			33~36						
	37~40			13,500			37~40						
	41~44			13,800			41~44						
45~48			14,100			45~48							
49~52			14,400			49~52							

53～56			<u>14,700</u>		
57～60			<u>15,200</u>		
61～64			<u>15,500</u>		
65～68			<u>16,100</u>		
69～72			<u>16,300</u>		
73～76			<u>16,500</u>		
77～80			<u>17,000</u>		
81～84			<u>17,200</u>		
85～88			<u>17,400</u>		
89～92			<u>17,600</u>		
93～96			<u>17,800</u>		
97～100			<u>18,100</u>		
101～104			<u>18,200</u>		
105～108			<u>18,300</u>		
109～112			<u>18,400</u>		
113～149					
省略					
再任用教育職員	省略	省略	<u>11,300</u>	省略	省略

53～56					
57～60					
61～64					
65～68					
69～72					
73～76					
77～80					
81～84					
85～88					
89～92					
93～96					
97～100					
101～104					
105～108					
109～112					
113～149					
省略					
再任用教育職員	省略	省略	省略	省略	省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 1059

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>附 則</p> <p>2 平成22年 3 月31日までの間における条例第 9 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>支給割合</th> <th>支給地域</th> </tr> <tr> <td><u>100分の16</u></td> <td>東京都特別区</td> </tr> <tr> <td><u>100分の13</u></td> <td>大阪府大阪市</td> </tr> </table>	支給割合	支給地域	<u>100分の16</u>	東京都特別区	<u>100分の13</u>	大阪府大阪市	<p>附 則</p> <p>2 平成22年 3 月31日までの間における条例第 9 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第 9 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>支給割合</th> <th>支給地域</th> </tr> <tr> <td><u>100分の14.5</u></td> <td>東京都特別区</td> </tr> <tr> <td><u>100分の12</u></td> <td>大阪府大阪市</td> </tr> </table>	支給割合	支給地域	<u>100分の14.5</u>	東京都特別区	<u>100分の12</u>	大阪府大阪市
支給割合	支給地域												
<u>100分の16</u>	東京都特別区												
<u>100分の13</u>	大阪府大阪市												
支給割合	支給地域												
<u>100分の14.5</u>	東京都特別区												
<u>100分の12</u>	大阪府大阪市												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1060

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																									
<p>(県税事務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める職員は、本庁部長、地方局長、本庁局長並びに地方局部長及び支局長以外の職員とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(産業技術研究所、衛生環境研究所 _____ 等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 条例第9条に定める「人体に有害なガスの発生を伴う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、有毒ガスの試験研究等に従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業技術研究所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産研究所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所名	業務の内容	産業技術研究所	省略	省略		省略		農林水産研究所		<p>(県税事務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める職員は、本庁部長、地方局長、本庁局長及び地方局部長 _____ 以外の職員とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター等に勤務する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 条例第9条に定める「人体に有害なガスの発生を伴う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、有毒ガスの試験研究等に従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業技術センター</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>繊維産業試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>紙産業研究センター窯業試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病害虫防除所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果樹試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養鶏試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業技術センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設研究所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所名	業務の内容	工業技術センター	省略	繊維産業試験場		紙産業研究センター窯業試験場		省略		畜産課		省略		農業試験場		病害虫防除所		果樹試験場		畜産試験場		養鶏試験場		林業技術センター		水産試験場		建設研究所	
勤務箇所名	業務の内容																																										
産業技術研究所	省略																																										
省略																																											
省略																																											
農林水産研究所																																											
勤務箇所名	業務の内容																																										
工業技術センター	省略																																										
繊維産業試験場																																											
紙産業研究センター窯業試験場																																											
省略																																											
畜産課																																											
省略																																											
農業試験場																																											
病害虫防除所																																											
果樹試験場																																											
畜産試験場																																											
養鶏試験場																																											
林業技術センター																																											
水産試験場																																											
建設研究所																																											
<p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業技術研究所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産研究所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家畜保健衛生所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家畜病性鑑定所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所名	業務の内容	産業技術研究所	省略	省略		省略		農林水産研究所		家畜保健衛生所		家畜病性鑑定所		<p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所名</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業技術センター</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>繊維産業試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>紙産業研究センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窯業試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果樹試験場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家畜保健衛生所(病性鑑定室を含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産試験場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		勤務箇所名	業務の内容	工業技術センター	省略	繊維産業試験場		紙産業研究センター		窯業試験場		省略		畜産課		省略		農業試験場		果樹試験場		家畜保健衛生所(病性鑑定室を含む。)		畜産試験場			
勤務箇所名	業務の内容																																										
産業技術研究所	省略																																										
省略																																											
省略																																											
農林水産研究所																																											
家畜保健衛生所																																											
家畜病性鑑定所																																											
勤務箇所名	業務の内容																																										
工業技術センター	省略																																										
繊維産業試験場																																											
紙産業研究センター																																											
窯業試験場																																											
省略																																											
畜産課																																											
省略																																											
農業試験場																																											
果樹試験場																																											
家畜保健衛生所(病性鑑定室を含む。)																																											
畜産試験場																																											

--	--

3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。

勤務箇所名	業務の内容
衛生環境研究所	省略
省略	
家畜保健衛生所	
家畜病性鑑定所	

(特殊自動車運転作業手当)

第34条の5 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センターを除く。)をいう。

2・3 省略

養鶏試験場	
林業技術センター	
水産試験場	
建設研究所	

3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。

勤務箇所名	業務の内容
衛生環境研究所	省略
省略	
家畜保健衛生所(病性鑑定室を含む。)	

(特殊自動車運転作業手当)

第34条の5 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場及び林業技術センターをいう。

2・3 省略

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第9 (第3条関係) 大学教育職員給料表級別標準職務表			別表第9 (第3条関係) 大学教育職員給料表級別標準職務表		
職務の級	標準的な職務		職務の級	標準的な職務	
1級	大学の助教又は助手の職務		1級	大学の_____助手の職務	
省略			省略		
別表第10 (第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10 (第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3級	知事の事務部局	省略	3級	知事の事務部局	省略
		省略			課付(3級)
		省略			省略
		省略			研究員(3級)
		省略		省略	
		省略		保育専門学校教務主任	
		省略		科長	
		省略		省略	
省略			省略		
	教育委員会の事務部局	省略		教育委員会の事務部局	省略
		主任学芸員			主任学芸員
		科長(3級)			
省略			省略		

4 級	知事の事務部局	省略 省略	省略 研究員（4級） 省略
	省略		省略
	教育委員会の事務部局	省略 専門学芸員（4級） 科長（4級）	省略 専門学芸員（4級）
	省略		
5 級	知事の事務部局	省略 構造改革班長 育樹祭調整班長 省略 省略 滞納処分専門員 地域政策班長 省略 省略 産業技術研究所の副部長 省略 省略	省略 構造改革班長 省略 新まちづくり支援班長 地方局再編班長 省略 滞納処分専門員 省略 地方局出納室長補佐 研究員（5級） 省略 病虫害防除所支所長 省略 試験研究機関の室長（5級） 省略
	省略		省略
	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 専門員（5級） 科長（5級） 省略	省略 青年の家所長 青年の家所長補佐 専門員（5級） 省略
	省略		省略
6 級	知事の事務部局	省略 危機管理監（6級） 環境技術専門監（6級） 省略	省略 危機管理監（6級） 省略 循環型社会推進監（6級） えひめブランド推進監（6級）

省略

地方局総務企画部総務県民課長

地方局総務企画部地域政策課長

地方局総務企画部税務管理課長

地方局総務企画部課税課長

南予地方局総務企画部税務課長

地方局総務企画部支局総務県民室長

地方局総務企画部支局税務室長

地方局健康福祉環境部企画課長
(東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長を除く。)

省略

東予地方局健康福祉環境部環境保全課長

中予地方局健康福祉環境部環境保全課長

東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長

南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局環境保全課長

省略

地方局産業經濟部産業振興課長

地方局産業經濟部産業振興課商工観光室長

地方局産業經濟部産業振興課地域農業室長

地方局産業經濟部産業振興課産地育成室長

省略

地方局産業經濟部森林林業課長

地方局産業經濟部支局地域農業室長

地方局産業經濟部支局産地育成室長

東予地方局産業經濟部今治支局農

省略

地方局総務県民部総務調整課長

地方局総務県民部県民生活課長

地方局総務県民部税務課長

松山地方局総務県民部税務管理課長

松山地方局総務県民部課税課長

地方局健康福祉環境部企画課長
(今治地方局健康福祉環境部企画課長_____を除く。)

省略

今治地方局健康福祉環境部健康増進課長

西条地方局健康福祉環境部環境保全課長

松山地方局健康福祉環境部環境保全課長

八幡浜地方局健康福祉環境部環境保全課長

省略

地方局産業經濟部商工労政課長

地方局産業經濟部農政普及課長

地方局産業經濟部農政普及課地域農業室長

地方局産業經濟部農政普及課産地育成室長

省略

地方局産業經濟部森林林業課長

		村整備課長 南予地方局産業經濟部八幡浜支局 農村整備第一課長 南予地方局産業經濟部八幡浜支局 農村整備第二課長 地方局産業經濟部支局森林林業課 長 中予地方局産業經濟部久万高原森 林林業課長 省略 地方局土木事務所長 地方局土木事務所管理課長 地方局土木事務所用地課長 地方局土木事務所建設企画課長 省略 児童相談所長（中央児童相談所長 を除く。） 省略 省略 衛生環境研究所の課長 計量検定所長 試験研究機関の部長 試験研究機関のセンター長 省略 農林水産研究所次長 農林水産研究所果樹研究センター みかん研究所長 農林水産研究所畜産研究センター 養鶏研究所長 農林水産研究所水産研究センター 栽培資源研究所長 省略			松山地方局産業經濟部久万高原森 林林業課長 省略 地方局土木事務所長 省略 児童相談所長 _____ _____ 省略 保育専門学校長 省略 衛生環境研究所総務課長 計量検定所長 工業技術センター次長 省略 魚病指導センター所長 省略
	省略			省略	
7 級	知事の事務部局	省略 危機管理監（7 級） 環境技術専門監（7 級） 省略	7 級	知事の事務部局	省略 危機管理監（7 級） 循環型社会推進監（7 級） えひめブランド推進監（7 級） 省略

	省略	
8 級	知事の事務部局	省略 地方局の部長 地方局建設部建設技術監 地方局支局長 大阪事務所長 中央児童相談所長 省略 子ども療育センター事務局長 産業技術研究所長 農業大学校長 農林水産研究所長 省略
	省略	
	教育委員会の事務部局	管理部長 省略 文化スポーツ部長 事務局付 省略
9 級	知事の事務部局	本庁部長 会計管理者 出納局長 省略
	監査委員の事務部局	省略
	教育委員会の事務部局	副教育長

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7 級	省略 監察官室長（7 級） 警務部企画官（7 級） 省略
8 級	省略 監察官室長（8 級） 警務部企画官（8 級） 省略
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

	省略	
8 級	知事の事務部局	省略 会計管理者 出納局長 地方局の部長 大阪事務所長 省略 子ども療育センター事務局長 農業大学校長 省略
	省略	
	教育委員会の事務部局	教育次長 省略 文化スポーツ部長 省略
9 級	知事の事務部局	本庁部長 省略
	監査委員の事務部局	省略

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
	省略 監察官室長（7 級） 省略
	省略 監察官室長（8 級） 省略
省略	

3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級		
	省略	
5 級		
	省略	

4 医療職給料表（一）級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	省略
		省略
3 級	知事の事務部局	省略
4 級	知事の事務部局	省略
		地方局健康福祉環境部保健統括監 地方局健康福祉環境部支局保健統括監
		省略

5 医療職給料表（二）級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略
		省略
省略		
6 級	知事の事務部局	省略
		省略 地方機関の課長（6級） 保健所の室長 保健所の技術課長補佐 家畜保健衛生所支所長

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	試験研究機関の室長（4級） 試験研究機関の分場長（4級） 専門研究員
		省略
5 級	知事の事務部局	試験研究機関の長 衛生環境研究所の課長 工業技術センター次長 農業試験場次長 果樹試験場みかん研究所長 試験研究機関の室長（5級） 試験研究機関の分場長（5級）
		省略

4 医療職給料表（一）級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	省略 西条地方局健康福祉環境部企画課 医監（3級） 省略
3 級	知事の事務部局	省略 西条地方局健康福祉環境部企画課 医監（4級）
4 級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部保健統括監
		省略

5 医療職給料表（二）級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略 科長 省略
		省略
省略		
6 級	知事の事務部局	省略 今治家畜保健衛生所長 家畜病性鑑定室長 省略 地方機関の課長（6級） 保健所の技術課長補佐

		省略
	省略	
省略		
7 級	知事の事務部局	部付 地方局健康福祉環境部生活衛生課長 南予地方局健康福祉環境部環境保全課長 東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長 地方局健康福祉環境部支局生活衛生課長 東予地方局健康福祉環境部今治支局環境保全課長 家畜保健衛生所長 省略 家畜病性鑑定所長

6 ~ 8 省略

9 大学教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	助教 助手
省略	

別表第19（第4条関係）

大学教育職員給料表級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級	
		1	級
省略			
助 教 助 手	省略		

別表第31（第10条関係）

大学教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助教 助手	省略	

		省略
	省略	
省略		
7 級	知事の事務部局	地方局健康福祉環境部生活衛生課長 今治地方局健康福祉環境部企画課長 西条地方局健康福祉環境部健康増進課長 今治地方局健康福祉環境部環境保全課長 宇和島地方局健康福祉環境部環境保全課長 省略 家畜保健衛生所長（今治家畜保健衛生所長を除く。）

6 ~ 8 省略

9 大学教育職員給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	助手
省略	

別表第19（第4条関係）

大学教育職員給料表級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級	
		1	級
省略			
助 手	省略		

別表第31（第10条関係）

大学教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
—— 助手	省略	

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第3条 給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第 2 条 研究職給料表は、次に掲げる機関又は部課に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>知事の事務部局</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>産業技術研究所</u></p> <p>(3) <u>農林水産研究所</u></p> <p>警察の事務部局 省略</p> <p>教育委員会の事務部局 省略</p> <p>(医療職給料表 (二) の適用範囲)</p> <p>第 4 条 医療職給料表 (二) は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第 2 条 研究職給料表は、次に掲げる機関又は部課に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。</p> <p>知事の事務部局</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>工業技術センター</u></p> <p>(3) <u>繊維産業試験場</u></p> <p>(4) <u>紙産業研究センター</u></p> <p>(5) <u>窯業試験場</u></p> <p>(6) <u>農業試験場</u></p> <p>(7) <u>果樹試験場</u></p> <p>(8) <u>花き総合指導センター</u></p> <p>(9) <u>林業技術センター</u></p> <p>(10) <u>水産試験場</u></p> <p>(11) <u>養鶏試験場</u></p> <p>(12) <u>畜産試験場</u></p> <p>(13) <u>建設研究所</u></p> <p>警察の事務部局 省略</p> <p>教育委員会の事務部局 省略</p> <p>(医療職給料表 (二) の適用範囲)</p> <p>第 4 条 医療職給料表 (二) は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定室、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第 4 条 管理職手当に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 68) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>本庁部長 <u>会計管理者</u> <u>出納局長</u> 省略</td> <td>1 種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略 地方局健康福祉環境部保健統括監 <u>地方局健康福祉環境部支局保健統括監</u> 保健所長 (3 種に該当する職を除く。) <u>地方局建設部建設技術監</u> <u>地方局支局長</u> 医療技術大学学部長 中央児童相談所長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	本庁部長 <u>会計管理者</u> <u>出納局長</u> 省略	1 種		省略 地方局健康福祉環境部保健統括監 <u>地方局健康福祉環境部支局保健統括監</u> 保健所長 (3 種に該当する職を除く。) <u>地方局建設部建設技術監</u> <u>地方局支局長</u> 医療技術大学学部長 中央児童相談所長		<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>本庁部長 省略 <u>会計管理者</u> <u>出納局長</u> 省略</td> <td>1 種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方局健康福祉環境部保健統括監 保健所長 (3 種に該当する職を除く。) 医療技術大学学部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	本庁部長 省略 <u>会計管理者</u> <u>出納局長</u> 省略	1 種		地方局健康福祉環境部保健統括監 保健所長 (3 種に該当する職を除く。) 医療技術大学学部長	
部 局	公 職	区 分																	
知事の事務部局	本庁部長 <u>会計管理者</u> <u>出納局長</u> 省略	1 種																	
	省略 地方局健康福祉環境部保健統括監 <u>地方局健康福祉環境部支局保健統括監</u> 保健所長 (3 種に該当する職を除く。) <u>地方局建設部建設技術監</u> <u>地方局支局長</u> 医療技術大学学部長 中央児童相談所長																		
部 局	公 職	区 分																	
知事の事務部局	本庁部長 省略 <u>会計管理者</u> <u>出納局長</u> 省略	1 種																	
	地方局健康福祉環境部保健統括監 保健所長 (3 種に該当する職を除く。) 医療技術大学学部長																		

	<p>省略 産業技術研究所長 省略 農林水産研究所長 省略</p>			<p>省略 工業技術センター所長 省略 農業試験場長 省略</p>	
	<p>省略 危機管理監 環境技術専門監 省略</p> <p>省略 地方局総務企画部総務県民課長 地方局総務企画部地域政策課長 地方局健康福祉環境部企画課長 地方局健康福祉環境部支局企画課長 地方局産業経済部産業振興課長</p> <p>省略 地方局土木事務所長 地方局土木事務所管理課長</p> <p>省略 児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）</p> <p>省略 えひめ学園長</p> <p>省略 看護専門学校長 産業技術研究所の部長 農林水産研究所次長 農林水産研究所のセンター長</p> <p>省略</p>	<p>3 種</p>		<p>省略 危機管理監</p> <p>省略 循環型社会推進監 えひめブランド推進監</p> <p>省略 地方局総務県民部総務調整課長</p> <p>地方局健康福祉環境部企画課長</p> <p>地方局産業経済部農政普及課長</p> <p>省略 地方局土木事務所長</p> <p>省略 児童相談所長 _____</p> <p>省略 えひめ学園長 保育専門学校長</p> <p>省略 看護専門学校長</p> <p>工業技術センター次長（4種に該当する職を除く。） 農業試験場次長 果樹試験場長 花き総合指導センター所長 畜産試験場長 林業技術センター所長 水産試験場長 建設研究所長</p> <p>省略</p>	<p>3 種</p>
	<p>省略</p> <p>地方局総務企画部税務管理課長 地方局総務企画部課税課長 南予地方局総務企画部税務課長 地方局総務企画部支局総務県民室長 地方局総務企画部支局税務室長</p> <p>省略 地方局健康福祉環境部環境保全課長 地方局健康福祉環境部支局健康増進課長</p>	<p>4 種</p>		<p>省略 地方局総務県民部県民生活課長</p> <p>地方局総務県民部税務課長</p> <p>省略 地方局健康福祉環境部環境保全課長</p>	<p>4 種</p>

地方局健康福祉環境部支局生活衛生課長

地方局健康福祉環境部支局環境保全課長

地方局産業経済部産業振興課商工観光室長

地方局産業経済部産業振興課地域農業室長

地方局産業経済部産業振興課産地育成室長

省略

地方局産業経済部森林林業課長

地方局産業経済部支局地域農業室長

地方局産業経済部支局産地育成室長

東予地方局産業経済部今治支局農村整備課長

南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課長

南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課長

地方局産業経済部支局森林林業課長
省略

省略

中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長

地方局土木事務所用地課長（大洲土木事務所及び西予土木事務所を除く。）

地方局土木事務所建設企画課長

省略

衛生環境研究所の課長

計量検定所長

産業技術研究所のセンター長

省略

家畜保健衛生所長 _____

病害虫防除所長

家畜病性鑑定所長

農業大学校副校長

農林水産研究所の部長

農林水産研究所果樹研究センターみかん研究所長

地方局産業経済部商工労政課長

地方局産業経済部農政普及課地域農業室長

地方局産業経済部農政普及課産地育成室長

省略

地方局産業経済部森林林業課長

省略

松山地方局総務県民部税務管理課長

松山地方局総務県民部課税課長

省略

松山地方局産業経済部久万高原森林林業課長

省略

衛生環境研究所総務課長

衛生環境研究所衛生研究課長

衛生環境研究所環境研究課長

衛生環境研究所環境調査課長

計量検定所長

工業技術センター次長（3種に該当する職を除く。）

繊維産業試験場長

紙産業研究センター所長

窯業試験場長

省略

家畜保健衛生所長（今治家畜保健衛生所長を除く。）

病害虫防除所長

農業大学校副校長

果樹試験場 _____ みかん研究所長

	農林水産研究所畜産研究センター養鶏研究所長 農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所長		養鶏試験場長 魚病指導センター所長	
	省略 構造改革班長 育樹祭調整班長 省略 地域政策班長 省略 省略 省略 歯科技術専門学校教頭 産業技術研究所の副部長 省略 家畜保健衛生所支所長 省略 省略	5 種	省略 構造改革班長 省略 新まちづくり支援班長 地方局再編班長 省略 西条地方局健康福祉環境部企画課医監 省略 地方局出納室長補佐 省略 専門研究員 省略 歯科技術専門学校教頭 省略 今治家畜保健衛生所長 家畜病性鑑定室長 病害虫防除所支所長 省略 試験研究機関の室長 試験研究機関の分場長 省略	5 種
委員会等の事務部局	議会議務局長 監査事務局長 教育委員会事務局副教育長 省略 教育委員会事務局管理部長 省略 教育委員会事務局文化スポーツ部長 教育委員会事務局付 省略 省略	1 種	議会議務局長 省略 監査事務局長 教育委員会事務局教育次長 省略 教育委員会事務局文化スポーツ部長 省略	1 種
	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略	5 種	省略 青年の家所長 青年の家所長補佐 省略	5 種
警察の事務部局	省略		省略	
	省略 監察官室長 警務部企画官	3 種	省略 監察官室長	3 種

省略 警察署長（1種及び2種に該当する職を除く。） 新居浜警察署副署長 今治警察署副署長 松山西警察署副署長 松山南警察署副署長 宇和島警察署副署長		省略 警察署長（1種及び2種に該当する職を除く。） 警察学校副校長 新居浜警察署副署長 今治警察署副署長 松山西警察署副署長 松山南警察署副署長 宇和島警察署副署長	
警察学校副校長 管理官（愛媛県警察航空隊長に限る。）	4 種	警察学校副校長	4 種
省略		省略	

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第5条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）				別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）			
	所在地	公署	級別 区分		所在地	公署	級別 区分
省略				省略			
越智 郡	上島町岩城3570番地	<u>東予地方局産業経済部 今治支局地域農業室普 及指導員岩城駐在所</u>	2 級	越智 郡	上島町岩城3570番地	<u>愛媛県立果樹試験場岩 城分場</u>	2 級
	省略				省略		
省略			1 級	省略	上島町岩城1528番地	<u>今治地方局産業経済部 農政普及課地域農業室 普及指導員岩城駐在所</u>	1 級
	省略				上島町岩城5751番地 省略	<u>伯方高等学校岩城分校</u>	
省略				省略			
宇和 島市	省略			宇和 島市	省略		
	下波5516番地	<u>農林水産研究所水産研 究センター</u>	1 級		下波5516番地	<u>水産試験場</u>	1 級
省略				省略			
別表第2 準特地公署（第2条関係）				別表第2 準特地公署（第2条関係）			
	所在地	公署			所在地	公署	
省略				省略			
松山 市	中島大浦1626番地	<u>中予地方局産業経済部産業振興 課地域農業室普及指導員中島駐 在所</u>		松山 市	中島大浦1626番地	<u>松山地方局産業経済部農政普及 課地域農業室普及指導員中島駐 在所</u>	
省略				省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 56

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 33）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第4号（第10条、様式第1号関係） 育児短時間勤務承認請求書		様式第4号（第10条、様式第1号関係） 育児短時間勤務承認請求書	
省略		省略	
勤務の形態	（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） <u>第10条第1項</u> 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態）	勤務の形態	（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） <u>第12条第1項</u> 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態）
省略		省略	
省略		省略	
注 省略		注 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	
7	農林水産研究所畜産研究センター（ <u>養鶏研究所を除く。</u> ）	7	<u>畜産試験場</u>
12	家畜病性鑑定所 省略 省略 産業技術研究所 産業技術研究所繊維産業技術センター 産業技術研究所紙産業技術センター	12	家畜病性鑑定室 省略 保育専門学校 省略 <u>工業技術センター</u> <u>繊維産業試験場</u> <u>紙産業研究センター</u>

	産業技術研究所窯業技術センター 省略 農林水産研究所 農林水産研究所果樹研究センター 農林水産研究所畜産研究センター養鶏研 究所 農林水産研究所林業研究センター 農林水産研究所水産研究センター 農林水産研究所水産研究センター栽培資 源研究所 省略 えひめ青少年ふれあいセンター 省略		窯業試験場 省略 農業試験場 果樹試験場 花き総合指導センター 養鶏試験場 林業技術センター 水産試験場 建設研究所 省略 青年の家 省略
省略		省略	
労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの	省略 地方局本局（健康福祉環境部及び建設部を除く。） 地方局支局（健康福祉環境部を除く。） 省略 省略	労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないもの	省略 地方局本局（健康福祉環境部及び建設部を除く。） 省略 病害虫防除所 魚病指導センター 省略

○愛媛県人事委員会告示第2号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校			1 へき地学校		
(1) 小学校の部			(1) 小学校の部		
市郡名	学校名	級別区分	市郡名	学校名	級別区分
省略			省略		
西予市			西予市	西予市立大野ヶ原小学校	<u>4級</u>
	西予市立大野ヶ原小学校	2級		西予市立惣川小学校	2級
	西予市立惣川小学校			西予市立田之浜小学校	1級
西予市立田之浜小学校	1級				
省略			省略		
南宇和郡			南宇和郡	愛南町立魚神山小学校	<u>2級</u>
	省略			省略	
(2) 中学校の部			(2) 中学校の部		
市郡名	学校名	級別区分	市郡名	学校名	級別区分
省略			省略		
越智郡	省略		越智郡	省略	
	上島町立弓削中学校	1級		上島町立弓削中学校	1級

省略			上島町立生名中学校		
2 省略			2 省略		

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

平成19年 4月 8日執行の愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成20年 4月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年 4月 8日執行
愛媛県議会議員選挙（大洲市・喜多郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
6,316,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西田 洋一	所属党派	自由民主党	期 間 平成19年 2月19日から 平成19年 2月19日まで 第2回分
出納責任者氏名	大 山 千 太 郎			

収 入

主たる寄附

（氏名・団体名）

自由民主党愛媛県支部連合会

今 回 計

前 回 計

総 計

（職業）

（寄附額）

100,000円

100,000

3,000,000

3,100,000

支 出

今 回 計

前 回 計

総 計

0円

2,983,037

2,983,037

報告書受理年月日	平成 20 年 3 月 21 日	第 2 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 4月 1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（危険作業手当）</p> <p>第2条 規程別表第5に規定する「特に危険の伴う作業」は、次の表の左欄に掲げる作業とし、その作業に従事した場合における危険作業手当の支給額は、その作業の種類に応じそれぞれ当該右欄に掲げる区分による額とする。</p> <p>省略</p>	<p>（危険作業手当）</p> <p>第2条 規程別表第3に規定する「特に危険の伴う作業」は、次の表の左欄に掲げる作業とし、その作業に従事した場合における危険作業手当の支給額は、その作業の種類に応じそれぞれ当該右欄に掲げる区分による額とする。</p> <p>省略</p>

(用地交渉等業務手当)

第5条 規程別表第5に定める用地交渉等業務手当は、公営企業管理局に勤務する職員が、公共事業の施行に伴う土地若しくは土地を使用する権利の取得、土地収用法(昭和26年法律第219号)第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れきの取得並びに同法第5条に掲げる権利の消滅(以下「土地の取得等」という。)に伴う補償又は公共事業の施行により生ずる損失の補償(土地の取得等に伴う補償を除く。)に関し、これらの権利者、被補償者等との間において直接現地で行われる交渉業務に従事したときに支給する。

2・3 省略

(結核病とう勤務手当)

第6条 規程別表第5に定める結核病とう勤務手当は、病院の結核病とうに勤務する職員が専ら患者の看護又は患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 省略

(病理細菌取扱手当)

第7条 規程別表第5に定める病理細菌取扱手当は、病院の試験室等に勤務する職員が、病理又は次に掲げる危険である細菌の検査、研究又は製造等に直接従事したときに支給する。

省略

2 省略

(放射線技術勤務手当)

第8条 規程別表第5に定める放射線技術勤務手当は、病院において、放射線技術又はその補助に従事する職員が、有害放射線の影響を受ける作業に従事したときに支給する。

2 省略

(伝染病医療従事手当)

第9条 規程別表第5に規定する「伝染病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで及び検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する感染症(特に必要ある場合は、結核を含む。)並びに家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病中人畜共通の伝染病並びに管理者がこれらに相当すると認める伝染病をいう。

2 規程別表第5に定める伝染病医療従事手当は、病院に勤務する職員が、伝染病患者若しくは伝染病の疑のある患者の診療若しくは看護又は伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

3 省略

(精神病棟等勤務手当)

第9条の2 規程別表第5に定める精神病棟等勤務手当は、病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員が専ら精神病患者若しくは精神病の疑いのある患者の看護又はこれらの者に接する業務に従事したときに支給する。

2 省略

(夜間看護等手当)

第13条 規程別表第5に定める夜間看護等手当は、次に掲げる場合

(用地交渉等業務手当)

第5条 規程別表第3に定める用地交渉等業務手当は、公営企業管理局に勤務する職員が、公共事業の施行に伴う土地若しくは土地を使用する権利の取得、土地収用法(昭和26年法律第219号)第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れきの取得並びに同法第5条に掲げる権利の消滅(以下「土地の取得等」という。)に伴う補償又は公共事業の施行により生ずる損失の補償(土地の取得等に伴う補償を除く。)に関し、これらの権利者、被補償者等との間において直接現地で行われる交渉業務に従事したときに支給する。

2・3 省略

(結核病とう勤務手当)

第6条 規程別表第3に定める結核病とう勤務手当は、病院の結核病とうに勤務する職員がもつばら患者の看護又は患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 省略

(病理細菌取扱手当)

第7条 規程別表第3に定める病理細菌取扱手当は、病院の試験室等に勤務する職員が、病理又は次に掲げる危険である細菌の検査、研究又は製造等に直接従事したときに支給する。

省略

2 省略

(放射線技術勤務手当)

第8条 規程別表第3に定める放射線技術勤務手当は、病院において、放射線技術又はその補助に従事する職員が、有害放射線の影響を受ける作業に従事したときに支給する。

2 省略

(伝染病医療従事手当)

第9条 規程別表第3に規定する「伝染病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで及び検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する感染症(特に必要ある場合は、結核を含む。)並びに家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病中人畜共通の伝染病並びに管理者がこれらに相当すると認める伝染病をいう。

2 規程別表第3に定める伝染病医療従事手当は、病院に勤務する職員が、伝染病患者若しくは伝染病の疑のある患者の診療若しくは看護又は伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

3 省略

(精神病棟等勤務手当)

第9条の2 規程別表第3に定める精神病棟等勤務手当は、病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員が専ら精神病患者若しくは精神病の疑いのある患者の看護又はこれらの者に接する業務に従事したときに支給する。

2 省略

(夜間看護等手当)

第13条 規程別表第3に定める夜間看護等手当は、次に掲げる場合

に支給する。

(1)~(3) 省略

2・3 省略

(航空手当)

第14条の2 規程別表第5に定める航空手当は、職員が航空機に搭乗して診療、看護、調査、測量、訓練、搜索救難等の業務に従事したときに支給する。

2~4 省略

(救急医療従事手当)

第15条 規程別表第5に定める救急医療従事手当は、病院に勤務する医師である職員が当直勤務中において救急医療業務に従事したときに支給する。

2・3 省略

(診療応援手当)

第15条の2 規程別表第5に定める診療応援手当は、病院に勤務する医師である職員が、他の愛媛県立病院又は管理者が適当と認める病院の診療業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。

(1) 一の月に同一の病院において診療業務に従事した日数が6日未満の場合 1日につき20,000円

(2) 一の月に同一の病院において診療業務に従事した日数が6日以上の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 5日までの間 1日につき20,000円

イ 6日以降の間 1日につき5,000円

3 前項の規定にかかわらず、2以上の月にわたって同一の病院において連続して診療業務に従事したときは、第1項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。

(1) 同一の病院において連続して診療業務に従事した日数が6日未満の場合 1日につき20,000円

(2) 同一の病院において連続して診療業務に従事した日数が6日以上の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 5日までの間 1日につき20,000円

イ 6日以降の間 1日につき5,000円

(帳簿)

第17条 所属長は、危険作業従事命令簿(様式第1号)、用地交渉等業務手当支給明細書(様式第5号の2)、結核病棟勤務命令簿(様式第6号)、病理細菌取扱勤務命令簿(様式第7号)、放射線技術勤務命令簿(様式第8号)、伝染病医療従事命令簿(様式第9号)、精神病棟等勤務命令簿(様式第9号の2)、夜間看護従事命令簿(様式第12号)、救急待機命令簿(様式第12号の2)、夜間看護等手当支給整理簿(様式第12号の3)、航空業務従事命令簿(様式第13号の2)、救急医療従事命令簿(様式第14号)、救急医療従事手当整理簿(様式第15号)及び診療応援業務従事簿(様式第16号)を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。

に支給する。

(1)~(3) 省略

2・3 省略

(航空手当)

第14条の2 規程別表第3に定める航空手当は、職員が航空機に搭乗して診療、看護、調査、測量、訓練、搜索救難等の業務に従事したときに支給する。

2~4 省略

(救急医療従事手当)

第15条 規程別表第3に定める救急医療従事手当は、病院に勤務する医師である職員が当直勤務中において救急医療業務に従事したときに支給する。

2・3 省略

(帳簿)

第17条 所属長は、危険作業従事命令簿(様式第1号)、用地交渉等業務手当支給明細書(様式第5号の2)、結核病棟勤務命令簿(様式第6号)、病理細菌取扱勤務命令簿(様式第7号)、放射線技術勤務命令簿(様式第8号)、伝染病医療従事命令簿(様式第9号)、精神病棟等勤務命令簿(様式第9号の2)、夜間看護従事命令簿(様式第12号)、救急待機命令簿(様式第12号の2)、夜間看護等手当支給整理簿(様式第12号の3)、航空業務従事命令簿(様式第13号の2)、救急医療従事命令簿(様式第14号)及び救急医療従事手当整理簿(様式第15号) _____ を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。

(短時間勤務職員に月額で支給する特殊勤務手当の額)

第18条の2 規程第6条第1項ただし書の規定による特殊勤務手当の額は、この規則に規定する額に愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)第3条第1項の規定により定められた規程第3条第2項に規定する短時間勤務職員の勤務時間をこれらの項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時

(支給期日及び支給方法)

第19条 規程別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当及び診療応援手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(支給期日及び支給方法)

第19条 規程別表第3に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当及び救急医療従事手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第16号（第17条関係） 診療応援業務従事簿

診 療 応 援 業 務 従 事 簿

年 月分

所属長印	従事病院	従事日 年 月 日から (限り) 年 月 日まで	従事日数 日	支給単価 円	支給額 円	職 氏名
						備 考
		年 月 日から (限り) 年 月 日まで	日	円	円	
		年 月 日から (限り) 年 月 日まで	日	円	円	
		年 月 日から (限り) 年 月 日まで	日	円	円	
		年 月 日から (限り) 年 月 日まで	日	円	円	
		年 月 日から (限り) 年 月 日まで	日	円	円	
		年 月 日から (限り) 年 月 日まで	日	円	円	

備考 従事日の欄は、一ヶ月の分について記入することとし、業務に従事する期間が2以上の月にわたるときは、その全期間を備考欄に記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。